福祉１－１

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 社会福祉法人に対する措置命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 社会福祉法第 56 条第６項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 27 年３月１日 | | |

処　分　基　準

社会福祉法人に対する措置命令は、法第 56 条第６項の規定に基づき行うが、処分の原因となる事実について、個別の情状等を総合的に判断して行う。

変更日　令和２年４月１日

福祉１－２

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 社会福祉法人に対する業務停止命令及び役員解職勧告 | | |
| 根拠法令及び条項 | 社会福祉法第 56 条第７項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 27 年３月１日 | | |

処　分　基　準

社会福祉法人に対する業務停止命令及び役員解職勧告は、法第 56 条第７項の規定に基づき行うが、処分の原因となる事実について、個別の情状等を総合的に判断して行う。

変更日　令和２年４月１日

福祉１－３

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 社会福祉法人に対する解散命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 社会福祉法第 56 条第８項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 27 年３月１日 | | |

処　分　基　準

社会福祉法人に対する解散命令は、法第 56 条第８項の規定に基づき行うが、処分の原因となる事実について、個別の情状等を総合的に判断して行う。

変更日　令和２年４月１日

福祉１－４

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 社会福祉法人の行う公益事業等の停止命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 社会福祉法第 57 条 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 27 年３月１日 | | |

処　分　基　準

社会福祉法人の行う公益事業又は収益事業の停止命令は、法第 57 条の規定に基づき行うが、処分の原因となる事実について、個別の情状等を総合的に判断して行う。

変更日　令和２年４月１日

福祉１－５

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 老人居宅生活支援事業を行う者等に対する事業の制限又は停止の命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 老人福祉法第 18 条の２第２項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

老人居宅生活支援事業を行う者等に対する事業の制限又は停止の命令は、法第 18 条の２第２項の規定に基づき行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－６

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者に対する設置許可の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 老人福祉法第 19 条第１項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者に対する設置許可の取消し等は、法第 19 条第 1 項の規定に基づき行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－７

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止の命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 老人福祉法第 29 条第 14 項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止の命令は、法第 29 条第 14 項の規定に基づき行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－８

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定居宅サービス事業者の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 77 条第１項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は効力停止は、法第 77 条第１項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－９

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 78 条の 10 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 18 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し又は効力停止は、法第 78 条の 10 各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－10

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 84 条第１項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定居宅介護支援事業者の指定の取消し又は効力停止は、法第 84 条第１項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－11

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定介護老人福祉施設の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 92 条第１項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は効力停止は、法第 92 条第１項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－12

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定介護療養型医療施設の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 114 条第１項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は効力停止は、旧法第 114 条第１項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 115 条の９第１項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は効力停止は、法第 115 条の９第１項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。



| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 115 条の 19 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 18 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し又は効力停止は、法第 115 条の 19 各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－15

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定介護予防支援事業者の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 115 条の 29 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 18 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定介護予防支援事業者の指定の取消し又は効力停止は、法第 115 条の 29 各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－16

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 介護老人保健施設の設備の使用制限等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 101 条 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処分基準を設定しない理由

介護老人保健施設の設備の使用制限等は、介護保険法の規定に基づき行うため、処分基準は設定しない。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 介護老人保健施設の管理者の変更命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 102 条 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処分基準を設定しない理由

介護老人保健施設の管理者の変更命令は、介護保険法の規定に基づき行うため、処分基準は設定しない。



| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 介護老人保健施設の許可の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 104 条第１項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

介護老人保健施設の許可の取消し又は効力停止は、法第 104 条第１項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－19

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 介護医療院の設備の使用制限等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 114 条の３ | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処分基準を設定しない理由

介護医療院の設備の使用制限等は、介護保険法の規定に基づき行うため、処分基準は設定しない。

福祉１－20

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 介護医療院の管理者の変更命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 114 条の 4 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処分基準を設定しない理由

介護医療院の管理者の変更命令は、介護保険法の規定に基づき行うため、処分基準は設定しない。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 介護医療院の許可の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 114 条の６第１項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

介護医療院の許可の取消し又は効力停止は、法第 114 条の６第１項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。



| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定事業者の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 介護保険法第 115 条の 45 の９ | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 29 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定事業者の指定の取消し又は効力停止は、法第 115 条の 45 の９各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－23

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第１項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し又は効力停止は、法第 50 条第１項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－24

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定障害者支援施設の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第３項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定障害者支援施設の指定の取消し又は効力停止は、法第 50 条第３項において準用する第 50 条第１項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

変更日　令和２年４月１日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定一般相談支援事業者の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 29 第１項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定一般相談支援事業者の指定の取消し又は効力停止は、第 51 条の 29 第 1 項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。



| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定特定相談支援事業者の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 29 第２項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定特定相談支援事業者の指定の取消し又は効力停止は、第 51 条の 29 第２項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－27

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 児童福祉法第 21 条の５の 24 第１項 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 31 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定障害児通所支援事業者の指定の取消し又は効力停止は、法第 21 条の５の 24 第１項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。

福祉１－28

| | | | |
|---|---|---|---|
| 不利益処分の内容 | 指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 児童福祉法第 24 条の 36 | | |
| 担　当　課 | 地域福祉課 | 処分権者 | 市　長 |
| 設　定　日 | 平成 30 年４月１日 | | |

処　分　基　準

指定障害児相談支援事業者の指定の取消し又は効力停止は、法第 24 条の 36 各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他関係する事項を総合的に判断して、必要な範囲において行う。